

V. 水道広域化促進事業について

水道広域化促進事業について

平成 22 年度に国庫補助制度として「水道広域化促進事業」が創設された。

これにより、市町村域を越えた事業統合等を行う場合、小規模水道事業者の施設更新事業に対して財政支援が行なわれるとともに、統合の受け皿となる水道用水供給事業者や水道事業者の水道施設の整備に対しても財政支援を行う仕組みが整備された。

「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という） 厚生労働省発健 0515 第 3 号によると、「水道広域化促進事業」とは、以下のとおり定義される。

1. 定義

「水道広域化促進事業」とは、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、以下の 2 つの事業で構成される事業をいう。

ア 経年施設更新事業

給水人口が概ね 10 万人以下の水道事業の水道施設であって、整備する時点で耐用年数が超過しているものを整備する事業

イ 統合関連事業

アの事業に係る水道施設以外の水道施設を整備する事業であって、統合に係る水道事業又は水道用水供給事業に係る区域内で行われるもの

また、国庫採補助択基準、補助率、国庫補助対象施設を「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」の「別表第 1」から整理すると次のようになる。

2. 国庫補助採択基準

次のいずれにも該当する事業であること。

- (1) 統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等(統合予定日が、協定書等の締結日から 3 年以内であるものに限る。)が締結されていること。
- (2) 給水人口が概ね 10 万人以下であり、かつ資本単価が 90 円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。
- (3) 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。
- (4) (3)の整備計画は、別添 2 に定める要件を満たすものであること。

(別添2)

水道広域化促進事業に係る整備計画について

1 計画策定の趣旨

運営基盤の強化、格差是正を目的とした水道事業等の事業統合を促進するため、国庫補助対象として行う施設整備について整備計画を策定する。

2 事業実施期間

10年間を限度とすること。

3 補助対象事業（図V-1、図V-2、図V-3参照）

(1) 事業実施期間における補助対象事業費の総額は、経年施設更新事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用（関係する水道事業が複数の場合はそれらの費用の合計）及び統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用の合計とすること。

(2) 統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用は、経年施設更新事業に関する国庫補助対象施設の整備に要する費用を上限とすること。

4 計画書の記載内容

(1) 統合対象事業体の概要

ア 事業体名

イ 給水人口（水道事業）又は一日最大給水量（水道用水供給事業）

ウ 資本単価

(2) 統合計画区域

(3) 事業実施期間（10年以内の計画を記入し、年度別事業実施予定を明示すること。）

(4) 事業内容

ア 経年施設更新事業に係る施設の更新・改修計画の内容・説明

イ 統合関連事業に係る施設の整備計画の内容・説明

ウ 統合後の施設の概要

5 付書類

(1) 事業統合について合意する旨の協定書等の写し

(2) 事業施行年度毎に色分けした施設整備に係る図面

(3) 統合後の給水区域図

3. 補助率

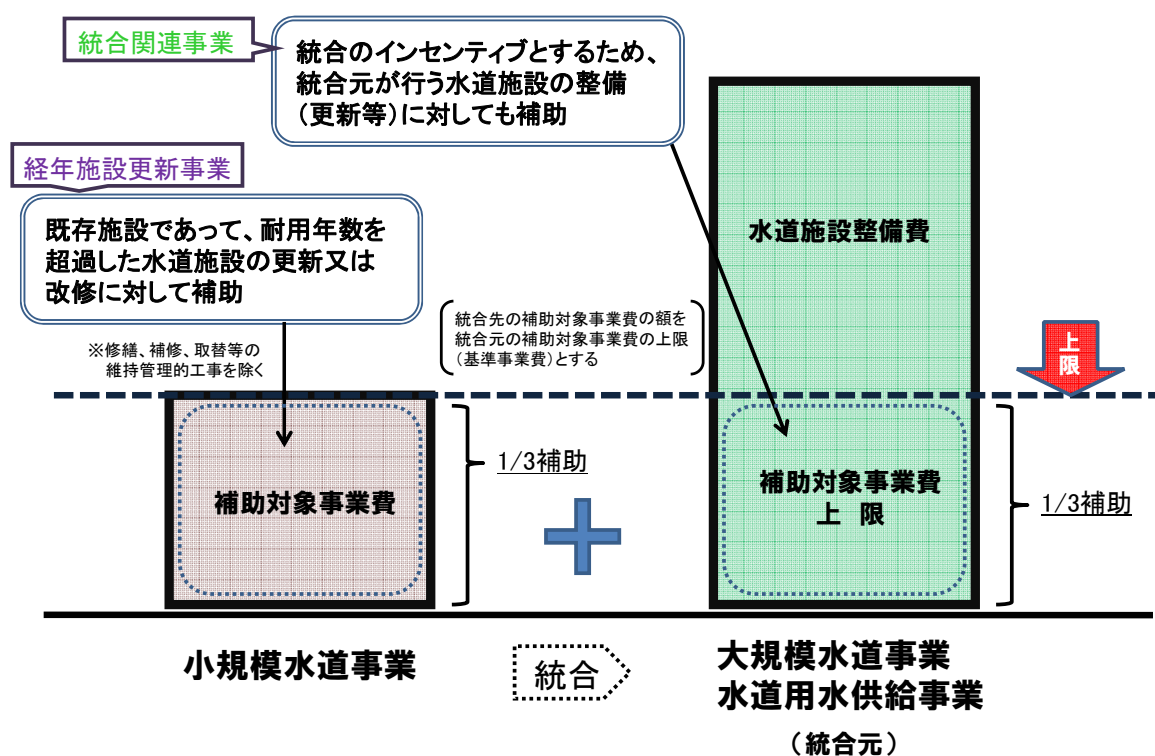
1 / 3

4. 国庫補助対象施設

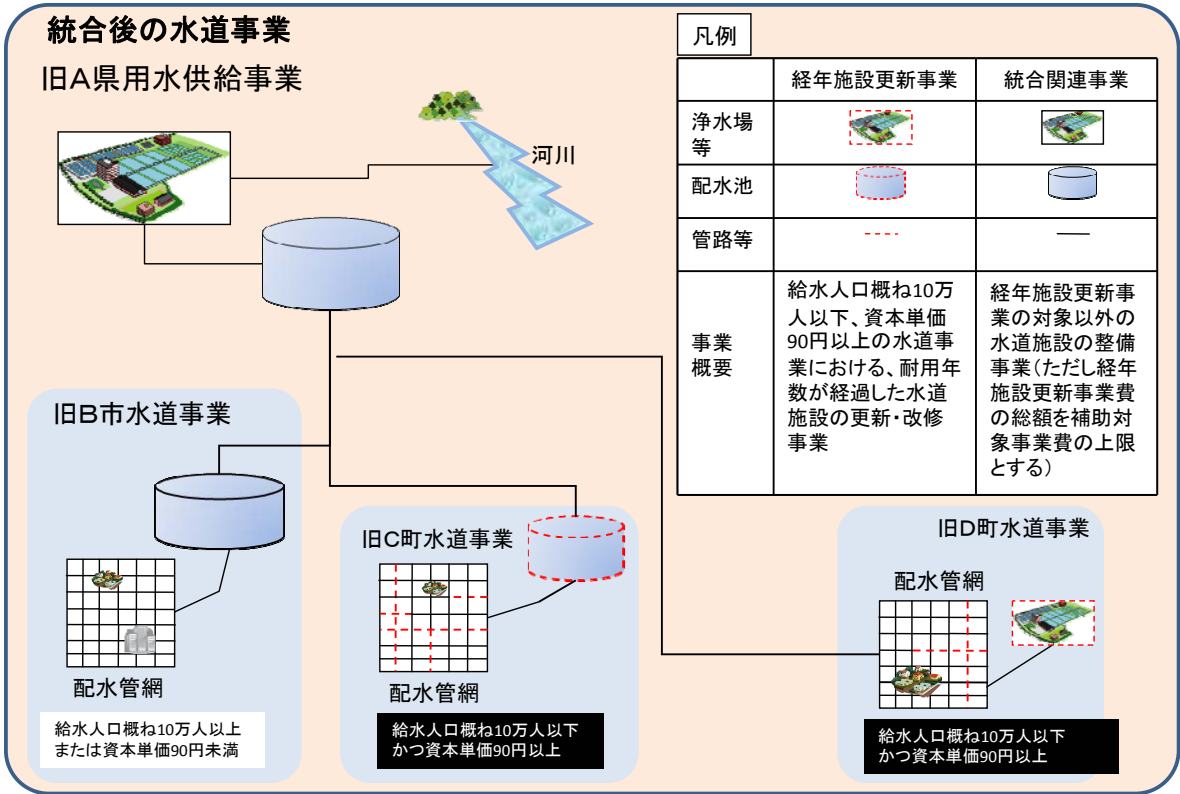
1 次に掲げる施設とする。

- (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設
- (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
- (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

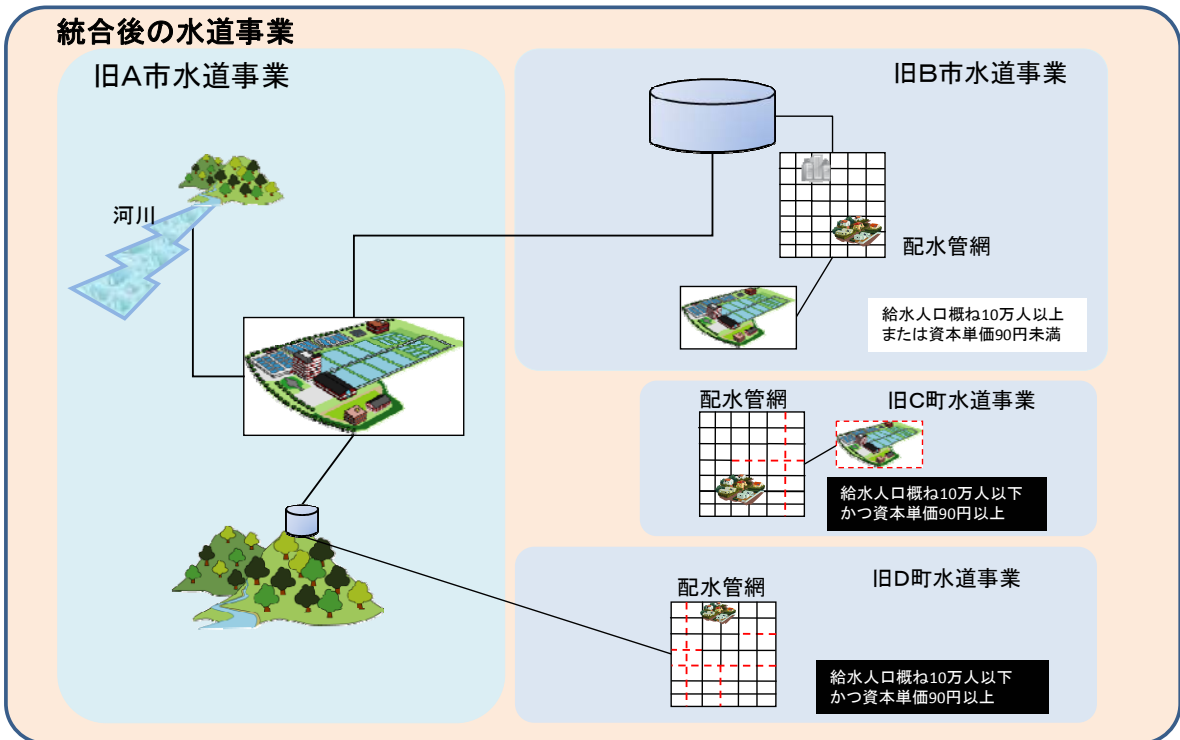
2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。



図V-1 水道広域化促進事業の補助事業の考え方



図V-2 水道広域化促進事業のイメージ (垂直統合)



図V-3 水道広域化促進事業のイメージ (水平統合)

5. 水道広域化促進事業費に関するQ&A

Q 1 : 水道用水供給事業と水道事業が垂直統合した場合、統合後の事業者が複数の会計（用水供給事業会計と水道事業会計）を持った場合でも、当該補助制度の対象となるか。

A : 補助要綱には、統合後の会計のあり方などは補助採択の要件にはなっていない。ただし、複数の会計が残る場合、資本単価の計算方法等について、個別案件ごとの検討が必要になる。

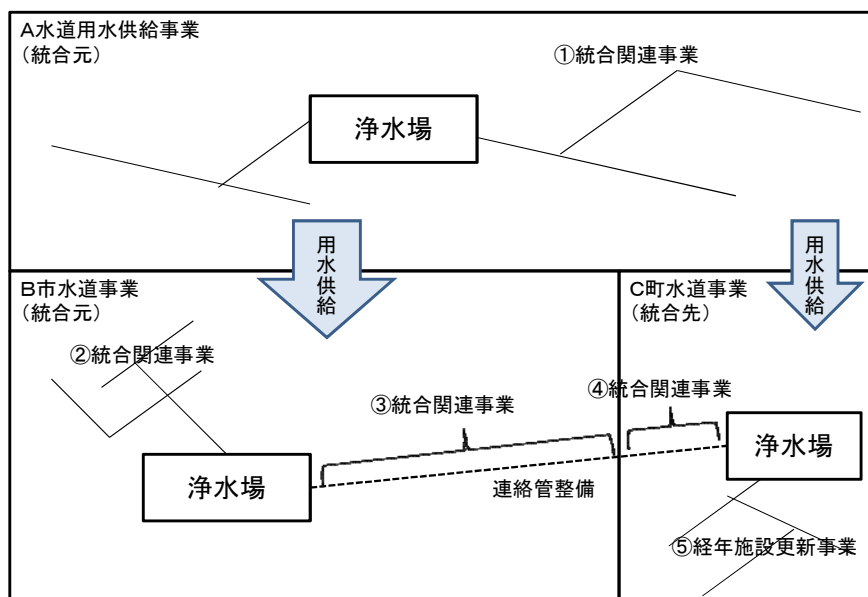
Q 2 : 水道用水供給事業と複数の水道事業が垂直統合した場合、給水人口が多いため経年施設更新事業としての補助対象とならない水道事業は、統合関連事業の補助対象となるか。

A : 補助対象となる。

なお、統合先と統合元の事業がそれぞれ複数ある場合には、統合先（経年施設更新事業）の補助対象事業費の総額が、統合元（統合関連事業）の補助対象事業費総額の上限になる。

$$\text{経年施設更新事業} \textcircled{5} \geq \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}$$

統合関連事業



図V-4 経年施設更新事業・統合関連事業のイメージ

Q 3 : 規模が小さく（給水人口 10 万人以下）、資本単価が安いため経年施設更新事業に該当しない市町村は統合関連事業の対象となるか。

A : 対象となる。

統合に関連する事業体のうち、経年施設更新事業に該当する事業者（給水人口概ね 10 万人以下かつ資本単価 90 円以上）以外は、統合関連事業に該当することになる。

Q 4 : 統合関連事業とは、統合元の更新事業や統合に関わる施設整備と解釈していいのか。

A : 統合関連事業の実施主体は統合元及び統合先の両方が該当する。統合先の事業であっても、経年施設更新事業に当てはまらないものは統合関連事業とみなすことができる。

Q 5 : 経営主体として水道事業者と一緒に水道用水供給事業の更新事業も経年施設更新事業の上限値まで、補助が適用されるか。

A : 水道広域化促進事業の定義にある「水道用水供給事業と水道事業による統合」については、複数の受水団体うちの一部の受水団体が垂直統合を行う場合は、統合後の組織が水道用水供給事業を継続する必要がある、認可上の事業統合ではなく経営の一体化※となる。

広域化を促進するという本補助制度の趣旨に鑑み、このような形態の統合についても補助対象とみなすことができる。なお、最終的には事業統合を目指していただきたい。

※経営の一体化：経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態をいう。一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、水道事業と用水供給事業を経営している場合等が挙げられる。（「水道広域化検討の手引き」平成 20 年 8 月（社）日本水道協会）

Q 6 : 「統合について合意する旨の協定書（統合予定日が、協定書等の締結日から 3 年以内であるものに限る。）」とある一方、事業実施期間は 10 年以内とされている。このため、整備事業開始時は統合前であるためそれぞれの事業者が補助申請を行い、統合後は 1 事業者がまとめて補助申請を行うという理解でよろしいか。

A : その理解でよい。

Q 7 : 補助対象の期間は 10 年間で限度とされているが、どのように設定されるのか。

A : 補助金を受けようとする水道事業者が設定した事業実施期間が補助対象期間とな

る。

Q 8 : 事業統合時に水道料金を統一することが困難であるため、地域毎に水道料金が異なる経過措置期間が存在することになる場合、水道広域化促進事業費補助を受けるに当たって問題はないか。

A : 特に問題ない。

Q 9 : 石綿セメント管更新事業の場合は給水管や消火栓は補助対象外（導・送・配水管が補助対象）であったが、水道広域化促進事業費補助の場合の管路の補助対象の考え方は同様か。

A : 水道広域化促進事業費補助についても給水管や消火栓は補助対象外である（導・送・配水管が補助対象）。